

札幌市における強度行動障がい集中的支援について(R8.4月開始)

1. 目的

強度行動障がいを有する児者が、安心して日常生活や社会生活が送れるよう、事業所等に対し集中的支援を実施することで事業所等の支援力の向上を図ることを目的とする。また、状態の悪化した強度行動障がいを有する児者の状態の軽減を図るとともに、地域において個々の障がい特性に応じた支援が受けられるよう支援体制を構築することを目的とする。

2. 類型

I	事業所訪問型	広域的支援人材が、状態等が悪化した強度行動障がい児者の利用する事業所を訪問し、事業所の支援者と協力しながら集中的支援を実施する ※II型 居住支援活用型：I型整備後、段階的に整備予定	R8から実施
---	--------	----------------------------------------------------------------------------------------------------	--------

3. 加算の概要

集中的支援加算 1,000単位/日

状態が悪化した強度行動障がいを有する児者への支援のため、札幌市が認定する広域的支援人材が、対象サービス事業所等を訪問し、集中的な支援を行った場合、3月以内の期間に限り1月に4回を限度として所定単位数を加算

<対象サービス>

療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設

※本加算を算定する事業所等は、広域的支援人材に対して、本加算を踏まえた適切な額の派遣に係る費用を支払うこと

4. 申請手続き等

申請	<対象サービス>の事業所が、 <u>事前相談（発達障害者地域支援マネジャー）</u> を実施後、支給決定区等に申請
申請窓口	札幌市が支給決定した障がい児者：各区保健福祉課 児童相談所が支給決定した障がい児（入所）：所管の児童相談所 札幌市外の市町村が支給決定した障がい児者：当該支給決定市町村の障害福祉担当課
要件	①障がい児：強度行動障害判定表20点以上 ②障がい者：行動関連項目が10点以上 ※状態が悪化し、現状の障害福祉サービス等の利用や生活を維持することが困難となった児者 ※計画相談・障がい児相談支援を利用している場合は、サービス担当者会議等で検討するなど、相談支援員と十分な連携を図っていること
書類	申請書（様式1-1、 <u>様式1-2</u> ）、対象者の受給者証の写し
期間	3か月以内（必要と認められる場合には、改めての届出により、再度の実施も可能）

5. 支給決定自治体（各区・児童相談所）の処理

1	要件適合の確認	①行動関連項目評点 （障がい者：10点以上、障がい児：強度行動障害判定表20点以上） ※必要な場合は調査を実施 ②相談支援との連携状況
2	申請書類の確認	申請書（様式1-1、 <u>様式1-2</u> ）、受給者証の写し
3	支援の必要性について 審議依頼	上記申請書（様式1-1、 <u>様式1-2</u> ）と受給者証の写し、審議依頼書（様式2）を障がい福祉課（発達障がい担当）へ送付

6. 障がい福祉課の処理

1	調査・確認等	発達障害者地域支援マネジャーが、集中的支援の必要性を検討するために必要な調査、確認を実施
2	集中的支援実施検討委員会（コア会議）開催	集中的支援の必要性、緊急性等の検討
3	広域的支援人材への要請、マッチング等	発達障害者地域支援マネジャーから広域的支援人材に支援要請（様式3）を実施
4	申請者（事業所等）へ連絡	発達障害者地域支援マネジャーから、申請者及び支給決定区等へ、支援要請写しを送付

7. 支援の標準的な流れ

1	アセスメント	広域的支援人材が、申請事業所等を訪問し、アセスメントを実施
2	集中的支援実施計画の作成	広域的支援人材が、事業所等とともに計画書（様式4）を作成 計画作成後、支給決定区等と発達障害者地域支援マネジャーに計画書を送付
3	集中的支援の実施	事業所等は、広域的支援人材の助言等を受けながら支援を実施 計画は概ね月に1回以上の頻度で見直しを行う。
4	集中的支援の終了	集中的支援を行った日から、3月以内に限り（月4回を限度）支援
5	集中的支援実施報告書の作成	広域的支援人材が、事業所とともに報告書（様式5）を作成 報告書作成後、支給決定区等と発達障害者地域支援マネジャーに報告書を送付
6	支援方法等の共有	報告書を活用し、対象児者への支援について、支援に関係する事業所等と支援方法等を共有
7	地域支援マネジャー等によるフォローアップ	広域的支援人材が集中的支援終了後、機関支援として発達障害者地域支援マネジャーがフォローアップを実施 対象児者が利用する事業所等への環境調整等、状況に応じて適宜助言等を行う

8. その他

措置入所児童に係る集中的支援についても、上記に準じて取扱うものとする。
（申請窓口は、児童相談所）